

大蔵委員会議録 第十六号

昭和二十六年十一月十四日(水曜日)

午後二時二十四分開議

出席委員

委員長 夏堀源三郎君
理事 奥村又十郎君 理事 小山 長規君
理事 西村 直巳君 理事 内藤 友明君
理事 浅香 忠雄君 有田 二郎君
大上 司君 川野 芳滿君
佐久間 徹君 塚田十一郎君
若米地英俊君 三宅 則義君
宮崎 靖君 上林 興市郎君
松尾トシ子君 深澤 義守君
中野 四郎君

出席國務大臣

大蔵大臣 池田 勇人君

出席政府委員

大蔵事務次官 西川甚五郎君
大蔵事務官大 森永貞一郎君
臣官房長
大蔵事務官主 佐藤 一郎君
計局法規課長
大蔵事務官 石田 正君
(理財局長)

委員外の出席者

大蔵事務官(主 北島 武雄君
税務局長) 大蔵事務官(主 上田 克郎君
大蔵事務官(主 瀧川 益男君
財局外債課長) 農林事務官(主 清井 正君
農林事務官(主 厚味莊之助君
農林事務官(主 矢野宏太郎君
農林事務官(主 果実エッセンスに対する物品税撤廃

専門員 椎木 文也君
専門員 黒田 久太君

十一月十四日

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)(参議院送付)
余額安定特別会計法案(内閣提出第四三三号)
学校及び保育所の給食の用に供するミルク等の譲渡並びにこれに伴う財政措置に関する法律案(内閣提出第四四号)

同月十三日

揮発油税軽減に関する請願(土倉宗明君紹介)(第一一四九号)
同(福田喜東君紹介)(第一一五〇号)
同(飯塚定輔君紹介)(第一一五一号)
同(内藤友明君紹介)(第一一五二号)
同(大西正男君紹介)(第一二〇一号)
同(小林運美君紹介)(第一二〇二号)
同(佐伯宗義君紹介)(第一二〇三号)
同(島山重勇君紹介)(第一二〇四号)
同(松野頼三君紹介)(第一二〇五号)
同(佐瀬昌三君紹介)(第一二二五号)
同(中垣國男君紹介)(第一二二五三号)
同(土倉宗明君紹介)(第一二五四号)
水あめ、ぶどう糖に対する物品税撤廃の請願(早稻田柳右エ門君紹介)(第一一八九号)
同(山口武秀君紹介)(第一二五一号)
未復業者給與法の適用患者に対する療養期間延長に関する請願(林百郎君外五名紹介)(第一一九一号)
果実エッセンスに対する物品税撤廃

の請願(上林興市郎君紹介)(第一一九二号)
旧陸軍共済組合員に年金交付に関する請願(竹尾式君紹介)(第一二四九号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

在外公館等借入金金の返済の実施に関する法律案(内閣提出第一四四号)
外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)
関税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

農業共済再保険特別会計における家畜再保険金の支払財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出第二二五号)
食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)
国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)
日本専売公社法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)
物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出第三五五号)
保険業法の一部を改正する法律案(内閣提出第三七七号)(予)
損害保険料率算出団体に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三八号)(予)

○夏堀委員長 これより会議を開きます。

昨十三日本委員会に付託に相なりました国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案、日本専売公社法の一部を改正する法律案、物品税法の一部を改正する法律案、及び同日予備審査のため付託に相なりました保険業法の一部を改正する法律案、並びに損害保険料率算出団体に関する法律の一部を改正する法律案の五法律案を一括議題といたしまして、まず政府当局より提案趣旨の説明を聴取いたします。

国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案
国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律(昭和二十五年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。
第一條第一項中「昭和二十五年及び昭和二十六年」に改め、同條第二項中「昭和二十七年」を「昭和二十八年」に改め、同項但書中「昭和二十五年及び昭和二十六年」を「昭和二十七年及び昭和二十八年」に改め、同條第三項中「昭和二十七年」を「昭和二十八年」に改める。
第二條中「昭和二十五年及び昭和

和二十六年度予算として成立した」を削る。

附則第五項中「第六項及び第七項」を「附則第六項及び第七項」に改め、同項第一号中「退職する者」の下に「(附則第九項第四号に該当する者を除く。)」を加え、同項第二号中「退職するもの」の下に「(附則第九項第二号又は第四号に該当する者を除く。)」を加える。
附則第七項中「第五項」を「附則第五項」に改める。
附則第八項中「第三項」を「附則第三項」に改める。
附則第九項を次のように改める。
9 左の各号の一に該当する者で閣議で定めるものに対する一般の退職手当の額については、第四條及び第五條の規定にかかわらず、附則第十項に規定するところによる。

一 行政機關職員定員法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第八十五号)第一條に規定する機關の職員並びに裁判所、会計検査院、人事院、法令による公団、日本専売公社、日本国有鉄道、商船管理委員会及び閉鎖

機関整理委員会の職員のうち前号に規定する定員又は定数の改廃に準ずる事由が生じたことに伴い退職する者であつて、昭和二十六年十月五日から昭和二十七年六月三十日までの間において退職するもの

三 行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）第二條第六項に規定する国家地方警察の職員又は地方自治法附則第八條に規定する都道府県の職員（雇用人を含む。）であつて、これらの法律に基き政令に定める定員が昭和二十七年一月一日から同年三月三十一日までの間における改正により改廃されることと伴い昭和二十六年十月五日から昭和二十七年六月三十日までの間において退職するもの

四 前各号の一に該当する者を除く外、昭和二十六年年度予算実行上の要請に因り、昭和二十六年十月五日から昭和二十七年三月三十一日までの間において退職する者

10 前項に規定する者に対する一般の退職手当の額は、附則第六項中「前項」とあるのを「附則第九項、附則第七項中「附則第五項」とあるのを「附則第九項」と読み替へて、これらの項の規定により計算した額に、左の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。
一 昭和二十六年十月五日から昭和二十七年三月三十一日までの間において退職する者 百分の百八十

二 昭和二十七年四月一日から同年六月三十日までの間において退職する者 百分の百四十
附則第九項第一号から第三号までの一に該当する者であつて、その所属していた機構又はその従事していた事務が昭和二十七年三月三十一日までに廃止される場合において、その職務整理に従事するためその他特別の事情により同年四月一日以後において退職するもの又はこれに準ずる者（附則第九項第一号から第三号までの一に規定する事由により同年四月一日以後において退職する者に限る。）で閣議で定めるものに対する一般の退職手当の額は、第四條、第五條及び附則第九項の規定にかかわらず、その者が同年三月三十一日において退職したものとみなして前項の規定により計算した額に、その者の退職の際において第三條の規定により計算した一般の退職手当の額からその者が同年三月三十一日において退職したものとみなして同條の規定により計算した一般の退職手当の額を差し引いた額を加算した額とする。

11 附則第九項第一号から第三号までの一に該当する者であつて、その所属していた機構又はその従事していた事務が昭和二十七年三月三十一日までに廃止される場合において、その職務整理に従事するためその他特別の事情により同年四月一日以後において退職するもの又はこれに準ずる者（附則第九項第一号から第三号までの一に規定する事由により同年四月一日以後において退職する者に限る。）で閣議で定めるものに対する一般の退職手当の額は、第四條、第五條及び附則第九項の規定にかかわらず、その者が同年三月三十一日において退職したものとみなして前項の規定により計算した額に、その者の退職の際において第三條の規定により計算した一般の退職手当の額からその者が同年三月三十一日において退職したものとみなして同條の規定により計算した一般の退職手当の額を差し引いた額を加算した額とする。

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律施行前改正後の国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律（以下「改正後の法」という。）附則第九項の規定又は附則第三項の規定の適用を受ける者に対し改正前の国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定に基き支給された一般の退職手当は、改正後の法附則第九項の規定又は附則第三項の規定に基き一般の退職手当の内払とみなす。

3 改正前の法附則第五項第一号に掲げる者を除く外、事務の廃止に伴い昭和二十六年十月五日以前に退職した総理府の職員で閣議で定めるものに対する一般の退職手当の額は、改正前の法第四條及び第五條の規定にかかわらず、その者が同法附則第五項に規定する同項第一号に該当する者で閣議で定めるものとみなして同法附則第六項及び第七項の規定により計算した額とする。
4 昭和二十六年十二月三十一日以前前の退職者が受ける改正後の法附則第九項の規定に基き一般の退職手当のうち昭和二十七年一月一日以後において支払を受けるものは、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）及び所得税法の臨時特例に関する法律（昭和二十六年法律第 号）の適用について、同年一月一日以後同年三月三十一日までの支給に係る退職所得とみなす。

2 職員が前項第一号の規定に該当して休職にされた場合における休職の期間は、公務上負傷し、又は疾病にかかり、同号の規定に該当して休職にされた場合を除き、三年をこえない範囲内において、休業を要する程度に応じ、総裁が定める。休職の期間中その職員についてその故障が消滅したときは、総裁は、すみやかにその者を復職させなければならぬ。
第二十三條第四項後段を削り、同項の次に次の五項を加える。

5 職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、第一項第一号の規定に該当して休職にされた場合においては、その休職の期間中これに給與の全額を支給する。
6 職員が結核性疾患にかかり、第一項第一号の規定に該当して休職にされた場合においては、前項に規定する場合を除き、その休職の期間が満二年に達するまでは、これに俸給、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給することができる。

7 職員が結核性疾患以外の心身の故障により、第一項第一号の規定に該当して休職にされた場合においては、第五項に規定する場合を除き、その休職の期間が満一年に達するまでは、これに俸給、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給することができる。

8 職員が第一項第二号の規定に該当して休職にされた場合においては、その休職の期間中、俸給、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の六十以内を支給することができる。

9 休職者には、本條に規定するものを除き、給與を支給しない。
附則
この法律は、公布の日から施行する。

物品税法の一部を改正する法律案
物品税法の一部を改正する法律案
物品税法（昭和十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。
第三條の次に次の一條を加える。
第三條ノ二 第一種又ハ第二種ノ物品ニ課セラレタル物品税ハ当該物品ノ消費者ガ之ヲ負担スベキ建前ノモノトス

前項ノ物品ノ消費者トハ販売ノ目的以外ノ為ニ又ハ自己ニ於テ若ハ他ニ委託シテ加工ヲ為サントスル目的ノ為ニ当該物品ヲ購入スル者ヲ謂フ
第十六條ノ三の次に次の一條を加える。
第十六條ノ四 第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造者又ハ販売者ハ当該物品ノ販売ニ係ル取引ノ決済ヲ為サントスルトキハ其ノ決済上受領スベキ金額ニ付テハ当該物品ニ付第四條ノ規定ニ依リ徴收セラレタル又ハ徴收セラルベキ物品税額ト他ノ金額ト區別シテ之ヲ為スベシ

第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造者又ハ販売者ハ当該物品ヲ販売シタルトキハ当該物品ニ付第四條ノ規定ニ依リ徴收セラレタル又ハ徴收セラルベキ物品税額ヲ記載シタル

物品ノ製造者又ハ販売者ハ当該物品ノ販売ニ係ル取引ノ決済ヲ為サントスルトキハ其ノ決済上受領スベキ金額ニ付テハ当該物品ニ付第四條ノ規定ニ依リ徴收セラレタル又ハ徴收セラルベキ物品税額ト他ノ金額ト區別シテ之ヲ為スベシ

第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造者又ハ販売者ハ当該物品ヲ販売シタルトキハ当該物品ニ付第四條ノ規定ニ依リ徴收セラレタル又ハ徴收セラルベキ物品税額ヲ記載シタル

其ノ販売ノ事実ヲ証スル書類ヲ当
該物品ノ購入者ニ交付スベシ
第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造者
又ハ販売者ハ命令ノ定ムル所ニ依
リ其ノ販売セムトスル当該物品ニ
付第四條ノ規定ニ依リ徵收セラレ
タル又ハ徵收セラレベキ物品税額
ヲ表示スベシ
前二項ノ規定ハ第一種ノ物品ニシ
テ製造場ヨリ移出スル時ニ於ケル
其ノ物品ノ価格一個又ハ一組ニ付
一万円ニ滿タザルモノニ付テハ之
ヲ適用セザルモノトシ第一種ノ物
品ニシテ其ノ性質、形状等ニ依リ
一個又ハ一組ヲ以テ取引ノ單位ト
爲シ難キモノ及第二種ノ物品ニ付
テハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ適
用セズ

附則
1 この法律は、昭和二十七年一月
一日から施行する。
2 改正後の物品税法第十六條ノ四
の規定は、この法律施行前第一種
又は第二種ノ物品ノ製造者又は販
売者ノ販売した第一種又は第二種
ノ物品及びこの法律施行の際第一
種又は第二種ノ物品ノ製造場以外
ノ場所において販売者が所持する
第一種又は第二種ノ物品について
は適用しない。

保險業法の一部を改正する法律案
保險業法の一部を改正する法律
保險業法(昭和十四年法律第四十
一號)の一部を次のように改正する。
第十二條ノ二第二項中「私的独占
ノ禁止及公正取引ノ確保ニ関スル法
律」を「私的独占ノ禁止及び公正取
引ノ確保に関する法律」に改め、第一

第一類第六号 大蔵委員会議録第十六号
昭和三十六年十一月十四日

章中同條の次に次の五條を加える。
第十二條ノ三 私的独占ノ禁止及び
公正取引ノ確保に関する法律及事
業者団体法ノ規定ハ左ノ各号ニ掲
グル行為ニ付テハ之ヲ適用セズ但
シ不正ナル競争方法ヲ用フルト
キ、相互ニ事業活動ヲ不当ニ拘束
スルコトニヨリ一定ノ取引分野ニ
於ケル競争ヲ實質的ニ制限スルコ
トナルトキ又ハ一定ノ取引分野
ニ於ケル競争ヲ實質的ニ制限スル
コトニヨリ保險契約者若ハ被保險
者ノ利益ヲ不当ニ害スルコトナ
ルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 海上保險事業、船舶又ハ海上
運送(之ニ附随スル船舶積前又ハ
陸揚後一定期間内ニ於ケル陸上
運送ヲ含ム)中ノ貨物ヲ保險ノ
目的トスル損害保險事業ヲ云ヒ
當該陸上運送中ノ貨物ノミヲ保
險ノ目的トスル損害保險事業ヲ
除ク以下同ジ)ニ属スル取引ニ
付損害保險会社若ハ他ノ損害保險
会社(外國保險事業者に關する
法律第二條第一項ニ規定スル外
國損害保險事業者ヲ含ム)ト行
フ協定、契約其ノ他ノ共同行為
(船舶ヲ保險ノ目的トスル損害
保險事業ニ在リテハ保險料率ニ
係ルモノヲ除ク)

二 海上保險事業以外ノ損害保險
事業ニ属スル保險又ハ再保險ニ
シテ損害保險会社若ハ他ノ損害保
險会社(外國保險事業者に關する
法律第二條第一項ニ規定スル
外國損害保險事業者ヲ含ム)ト
共同シテ行フモノニ付左ニ掲グル
行為ニ關シ損害保險会社若ハ他
ノ損害保險会社(外國保險事業

者に関する法律第二條第一項ニ
規定スル外國損害保險事業者ヲ
含ム)ト行フ協定、契約其ノ他
ノ共同行為
イ 保險又ハ再保險ノ取引ニ関
スル数量ノ決定又ハ制限
ロ 保險約款ノ内容ノ決定(保
險料率ニ係ルモノヲ除ク)
ハ 再保險ニ關スル相手方又ハ
手数料ノ決定又ハ制限
第十二條ノ四 損害保險会社、保
險契約者、被保險者其ノ他ノ利害
關係人(以下利害關係人ト云フ)ハ前
條各号ノ共同行為ガ前條但書ノ規
定ニ該當シ自己ノ利益ヲ不当ニ害
スルモノト認ムルトキハソノ理由
ヲ記載シタル書面ヲ以テ主務大臣
ニ對シ公開ニヨリ聽聞ノ請求ヲ爲
スコトヲ得

前項ノ書面ニハ参考トナルベキ
資料ヲ添付スベシ
主務大臣第一項ノ請求ヲ受ケタ
ルトキハ利害關係人及當該請求ニ
係ル共同行為ヲ爲シタル損害保
險会社又ハ此等ノ者ノ代理人ノ出頭
ヲ求メ當該請求ニ係ル公開ニヨリ
聽聞ヲ行フベシ
前項ノ聽聞ニ出頭ヲ求メラレタル
利害關係人出頭ノ期日ニ正當ノ理
由ナクシテ出頭セザルトキハ第一
項ノ規定ニ依リ當該聽聞ノ請求ヲ
取下ゲタルモノト看做ス
主務大臣第三項ノ聽聞ヲ行ヒタル
場合ニ於テ當該聽聞ノ請求ニ付理
由アリト認ムルトキハ當該聽聞ノ
請求ニ係ル共同行為ノ全部又ハ一
部ノ取消又ハ變更ヲ命ズルコトヲ
得
第十二條第三項及第四項ノ規定ハ

第三項ノ聽聞ノ場合ニ之ヲ準用ス
但シ第十二條第三項中第一項ノ規
定ニヨリ処分トアルハ之ヲ第十二
條ノ四第三項ノ聽聞トシ當該保
險会社トアルハ之ヲ當該利害關係
人及當該聽聞ノ請求ニ係ル共同行為
ヲ爲シタル損害保險会社トシ第十
二條第四項中當該保險会社又ハ其
ノ代理人トアルハ之ヲ當該利害關
係人若ハ當該聽聞ノ請求ニ係ル共
同行為ヲ爲シタル損害保險会社又
ハ此等ノ者ノ代理人トス

第十二條ノ五 主務大臣第十二條
ノ三各号ノ共同行為ガ同條但書ノ規
定ニ該當スルト認ムルトキ其ノ他
當該共同行為ガ公益ニ反シ又ハ保
險事業ノ健全ナル發達ヲ害スルモ
ノト認ムルトキハ公開ニヨリ聽聞
ヲ行ヒタル後當該聽聞ニ係ル共同
行為ヲ爲シタル損害保險会社ニ對
シ當該共同行為ノ全部又ハ一部ノ
取消又ハ變更ヲ命ズルコトヲ得
第十二條第三項及第四項ノ規定ハ
前項ノ聽聞ノ場合ニ之ヲ準用ス
第十二條ノ六 損害保險会社ハ第十
二條ノ三各号ノ共同行為ニシテ命
令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ主務
大臣ニ届出ツルコトヲ要ス届出タ
ル共同行為ヲ變更シタル場合亦同
シ
主務大臣ハ前項ノ命令ヲ制定セン
トスルトキハ予メ公正取引委員會
ト協議スルモノトス

第十二條ノ七 第十二條ノ四第五項
又ハ第十二條ノ五第一項ノ規定ニ
基ク主務大臣ノ処分ハ第十二條ノ
三各号ノ共同行為ガ同條但書ノ規
定ニ該當スルカ否カニ付テノ公正
取引委員會ノ認定ヲ拘束シ又ハ當

該認定ニ基ク私的独占ノ禁止及び
公正取引ノ確保に関する法律ニ依
ル公正取引委員會ノ権限ノ行使ヲ
妨グルモノト解スベカラザルモノ
トス

附則
1 この法律は、公布の日から施行
する。
2 外國保險事業者に関する法律
(昭和二十四年法律第八十四號)
の一部を次のように改正する。
第十九條中「第十二條ノ二(保
險会社の株式保有)」を「第十二條
ノ二から第十二條ノ七まで(保險
会社の株式保有並びに私的独占禁
止法及び事業者団体法の適用除
外)」に改める。

損害保險料率算出団体に関する法
律の一部を改正する法律案
損害保險料率算出団体に関する
法律(昭和二十三年法律第九十三
號)の一部を次のように改正する。
第二條に次の一項を加える。
6 保險料率には、標準となるべき
第一項に規定する割合を中心と
し、當該割合に對シそれぞれ百分
の十以内の引上げ及び引下げを認
める範圍料率を含むものとする。
第八條中「利害關係人は」を「会社、
保險契約者、被保險者その他の利害
關係人(以下「利害關係人」とい
う。)」に改める。
第九條中「あつてはならず、且
つ、會員を拘束するものであつては
ならない。」を「あつてはならない。」
に改める。

損害保險料率算出団体に関する法
律(昭和二十三年法律第九十三
號)の一部を次のように改正する。
第二條に次の一項を加える。
6 保險料率には、標準となるべき
第一項に規定する割合を中心と
し、當該割合に對シそれぞれ百分
の十以内の引上げ及び引下げを認
める範圍料率を含むものとする。
第八條中「利害關係人は」を「会社、
保險契約者、被保險者その他の利害
關係人(以下「利害關係人」とい
う。)」に改める。
第九條中「あつてはならず、且
つ、會員を拘束するものであつては
ならない。」を「あつてはならない。」
に改める。

損害保險料率算出団体に関する法
律(昭和二十三年法律第九十三
號)の一部を次のように改正する。
第二條に次の一項を加える。
6 保險料率には、標準となるべき
第一項に規定する割合を中心と
し、當該割合に對シそれぞれ百分
の十以内の引上げ及び引下げを認
める範圍料率を含むものとする。
第八條中「利害關係人は」を「会社、
保險契約者、被保險者その他の利害
關係人(以下「利害關係人」とい
う。)」に改める。
第九條中「あつてはならず、且
つ、會員を拘束するものであつては
ならない。」を「あつてはならない。」
に改める。

三

第十條を次のように改める。
(保険料率の認可申請)

第十條 料率団体は、保険料率を算出したときは、その保険料率について、大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。その認可を受けた保険料率を変更しようとするときも、同様とする。

2 料率団体は、保険料率について前項の認可を受けようとするときは、認可申請書に当該保険料率について左に掲げる事項を記載した書類を添附して、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

一 予定損害率に關する事項
二 予定事業費率に關する事項
三 保険料率の計算方法に關する事項
四 その他他保険料率算出の基礎となつた事項

3 料率団体は、前項の規定により認可申請書を提出したときは、遅滞なく、その認可申請書に係る保険料率及びその認可申請書を大蔵大臣が受理した日を会員（当該保険料率の利用を加入の目的としな

い会員を除く。以下同じ）に通知しなければならない。
(利害關係人の審査請求)

第十條の二 会員は、その所属する料率団体が前條第二項の規定により認可を申請した保険料率について不服がある場合には、その認可申請に係る認可申請書を大蔵大臣が受理した日後二週間内に大蔵大臣にその不服を申し立て、当該保険料率について審査を請求することができる。

2 会員以外の利害關係人は、前條

第二項の規定による認可の申請のあつた保険料率について不服がある場合には、その認可申請に係る認可申請書を大蔵大臣が受理した日後二週間内に大蔵大臣にその不服を申し立て、当該保険料率について審査を請求することができる。

3 前二項の審査請求は、その不服の理由を記載した書面をもつてしなければならない。

4 大蔵大臣は、災害その他特別の事情があるときは、第一項又は第二項の期間を延長することができる。
(大蔵大臣の審査)

第十條の三 大蔵大臣は、保険料率について前條第一項の審査請求があつたときは、その申請者及びその者の属する料率団体の理事で当該保険料率の算出について同意したすべてのもの又はこれらの者の代理人の出頭を求め、事情を聴取して審査しなければならない。

2 前項の場合において、同項の請求者又はその代理人が、正当の理由がないのに出頭を求められた日に出頭しなかつたときは、その請求者は、前條第一項の審査請求を放棄したものとみなし、前項の保険料率の算出について同意した理事又はこれらの者の代理人のすべてが正当の理由がないのに出頭を求められた日に出頭しなかつたときは、第十條第二項の規定による認可申請を取り下げたものとみなす。

3 大蔵大臣は、前條第二項の審査請求があつたときは、公開による聴聞を行い、事情を聴取して審査

しなければならない。但し、当該審査請求に係る保険料率を緊急に認可する必要があると認められる場合、当該保険料率を認可することに伴う影響が問題とする程度に至らないと認められる場合その他政令で定める場合においては、公開による聴聞を行わないで、審査することができる。

4 大蔵大臣は、前項の聴聞を行い、審査するときは、当該聴聞の期日の二週間前までにその聴聞を行うとする理由並びに聴聞の期日及び場所を当該審査の申請者及び当該料率団体に通知し、且つ、当該聴聞に係る事実の要旨並びに聴聞の期日及び場所を公告しなければならない。

5 前項に規定する者を除く外、第三項の聴聞に参加して意見を述べようとする者は、当該聴聞に關して利害關係を有する理由を記載した文書をもつて、大蔵大臣に申し出なければならない。

6 第三項の聴聞においては、利害關係人に対して、当該聴聞に係る事実について証拠を提示し、意見を述べべる機会を與えなければならない。

7 大蔵大臣は、第三項の聴聞に係る事実について必要な調査をするため、利害關係人の申立により又は職権で、利害關係人若しくは参考人に出頭を命じて審問し、若しくはこれらの者の意見若しくは報告を徴し、又は鑑定人の出頭を命じて鑑定させることができる。
(保険料率の認可)

第十條の四 大蔵大臣は、第十條の二第一項及び第二項の審査請求があつた場合において、当該申請書に係る保険料率が第九條に規定する要件に適合すると認めるときは、遅滞なく、これを認可し、認めらなければならない。前條第一項及び第三項の審査の結果、当該審査請求に係る料率団体の算出した保険料率が第九條に規定する要件に適合すると認めるときも、同様とする。

2 料率団体が、保険料率について、前項の規定により認可を受けたときは、その料率団体に属する会員については、当該保険料率に対する保険業法第十條第一項の認可があつたものとみなす。

3 大蔵大臣は、第一項の認可をしたときは、これを告示する。
(保険料率の不認可の通知及び再検討の命令)

第十條の五 大蔵大臣は、前條第一項の場合において、当該申請書に係る保険料率が第九條に規定する要件に適合しないと認めるときは、遅滞なく、理由を記載した書面をもつて、認可しない旨を申請者に通知しなければならない。

2 大蔵大臣は、第十條の三第一項又は第三項の審査の結果、当該審査の請求者の不服に正当の理由があると認めるときは、その審査に係る保険料率を算出した料率団体に対し、当該審査の申請に係る保険料率の算出について再検討すべきことを命じなければならない。
(認可した保険料率の変更命令)

第十條の六 大蔵大臣は、第十條の

四第一項の規定により認可した保険料率が、その算出の基礎となつた條件の当該認可後の変更により第九條に規定する要件に適合しないこととなつたものと認めるときは、当該保険料率を算出した料率団体に対し理由を記載した書面をもつて当該保険料率について変更をなすべきことを命じなければならない。この場合において当該料率団体は、第十條第一項後段の規定により当該保険料率の変更認可申請をしなければならない。
(保険料率遵守義務)

第十條の七 会員は、その所属する料率団体が第十條の四第一項の規定により大蔵大臣の認可を受けた保険料率を守らなければならない。

第十條の八 会員は、その会員の行う保険事業の事業費率その他保険料率の算出の基礎となる條件に特別の事情があるときは、前條の規定にかかわらず、保険料率の算出の基礎を同じくする保険の目的について、その所属する料率団体が第十條の四第一項の規定により大蔵大臣の認可を受けた保険料率に対し、一定割合の引上げ又は引下げを行つた特別保険料率を使用することができる。

2 会員は、前項の特別保険料率を使用しようとするときは、当該特別保険料率について大蔵大臣の認可を受けなければならない。
3 第一項の保険の目的の範囲に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

(特別保険料率の認可申請、審査の請求及び審査)
第十條の九 會員は、前條の特別保険料率について認可を受けようとするときは、申請の理由を記載した認可申請書に当該特別保険料率について第十條第二項第一号から第三号までに掲げる事項を記載した書類及び当該特別保険料率の算出の基礎となつた資料を添付して、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

2 會員は、前項の規定により認可申請書提出したときは、遅滞なく、当該認可申請に係る特別保険料率及び当該認可申請書を大蔵大臣が受理した日をその所属する料率団体に通知し、且つ、これらの事項を公告しなければならない。

3 第十條の二第二項から第四項までの規定は、第一項の規定により認可申請した保険料率についての審査の請求に、第十條の三第三項から第七項までの規定は、当該審査の請求があつた場合にこれを準用する。この場合において、第十條の二第二項中「會員以外の利害関係人」とあるのは、「利害関係人」と読み替へるものとする。

(特別保険料率の認可)
第十條の十 大蔵大臣は、前條第一項の規定による認可申請書を受理した日後二週間内に同條第三項において準用する第十條の二第二項の審査の請求がなかつた場合において、前條第一項の規定による認可の申請については正当の理由があると認めるときは、遅滞なく、一年内の期間を付して当該申請に係る特別保険料率を認可しななければならない。前條第三項において準用する第十條の三第三項の審査の結果、当該審査の請求に係る特別保険料率の認可の申請について正当の理由があると認めるときも同様とする。

2 會員が、前項の特別保険料率の認可を受けたときは、当該特別保険料率について保険業法第十條第一項の認可があつたものとみなす。

3 大蔵大臣は、前條第一項の特別保険料率の認可の申請について正当の理由がないと認めるときは、遅滞なく、理由を記載した書面をもつて、当該特別保険料率を認可しない旨を申請者に通知しなければならない。

4 第十條の四第三項の規定は、第一項の認可にこれを準用する。

(利害関係人の再審査請求及び再審査)
第十條の十一 利害関係人は、第十條の四第一項又は前條第一項の規定により認可を受けた保険料率について不服がある場合には、当該認可に係る第十條の四第三項(前條第四項において準用する場合を含む。)の規定による告示があつた日後二週間内に大蔵大臣に不服を申し立て、当該保険料率について再審査を請求することができる。

2 第十條の二第三項及び第四項の規定は、前項の再審査の請求に、第十條の三第三項(但書を除く。)から第七項までの規定は、当該再審査の請求があつた場合にこれを準用する。この場合において、第十條の二第四項中「第一項又は第二項」とあるのは、「第十條の十一第一項」と読み替へるものとする。

(再審査に伴う大蔵大臣の処分)
第十條の十二 大蔵大臣は、保険料率について前條第一項の再審査の請求があつた場合において、同條第二項において準用する第十條の三第三項の審査の結果、当該再審査の請求に正当の理由があると認めるときは、当該保険料率の認可を受けたい料率団体又は會員に対し当該保険料率を変更すべきことを命じなければならない。

2 料率団体が前項の大蔵大臣の命令に基き保険料率を変更したときは、その料率団体に属する會員についてその変更後の保険料率に対する保険業法第十條第一項の認可があつたものとみなし、會員が前項の大蔵大臣の命令に基き保険料率を変更したときは、その會員についてその変更後の保険料率に対する保険業法第十條第一項の認可があつたものとみなす。

3 大蔵大臣は、前條第一項の再審査の請求があつた場合において、同條第二項において準用する第十條の三第三項の審査の結果、当該再審査の請求に正当の理由がないと認めるときは、当該請求の棄却の決定をなし、理由を記載した書面をもつて当該審査の請求者に対して通知しなければならない。

(訴の提起)
第十條の十三 この法律の規定に基き大蔵大臣の処分に対し不服がある者は、その処分に関し大蔵大臣

の行つた事実の認定及び法律の適用につき、行政事件訴訟特例法(昭和二十三年法律第八十一号)の定めるところにより、裁判所に訴を提起することができる。

第十四條第一項中「他の法令」を「この法律」に改め、「大蔵大臣の発する命令」の下に「若しくは他の法令」を加える。

第二十六條第二号を削り、同條第一号を同條第三号とし、同條第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 第十條の五第二項、第十條の十二第一項又は第十四條の規定による命令に違反した者
二 第十條の六の規定に違反して認可申請をしなかつた者
第二十八條中「損害保険料率算出団体」を「料率団体」に改め、同條第四号を同條第五号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同條第三号の次に次の一号を加える。

四 第十條第三項の規定に違反したとき。
本則中第二十八條の次に次の一條を加える。
第二十八條の二 第十條の九第二項の規定による通知若しくは公告をなすことを怠り、又は不正の通知若しくは公告をなした會員は、これを五千円以下の過料に処する。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

ました国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案外四件につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

今回の政府機関等の行政整理によつて退職する職員に對しましては、諸般の事情にかんがみ、特に退職手当を増額することが適當であると考えられますので、退職手当の支給に對する特例を設けるため、国家公務員等に對する退職手当の臨時措置に関する法律を改正することとし、この法律案を提出したのでございます。

次にこの法律案による改正の要点を申し上げますと、第一に今回の行政整理により退職する職員で、開議で定める者に対する退職手当の額を、昭和二十六年十月五日から昭和二十七年三月三十一日までの間に退職するものに對しましては、従来の行政整理の場合の支給額の八割増とし、昭和二十七年四月一日から同年六月三十日までの間に退職する者に對しましては、四割増とすることとしたのでございます。

第二に今回の行政整理により退職する者のうち、機構または事務の廃止に基き退職者等で、特別の事情で昭和二十七年四月一日以降に退職をし、かつ開議で定める者に對しましては、同年三月三十一日以前の退職者と同様、八割増による退職手当を支給し得るようにしてあります。

第三に、昭和二十七年一月一日以降の退職所得につきましては、所得税法の臨時特例に関する法律によつて、所得税が軽減されることとなつておりますが、今回の行政整理に伴う退職者につきましては、昭和二十六年十二月三十一日以前に退職いたしましたも、

昭和二十七年一月一日以降に退職手当の支払いを受ける場合には、これについて右法律による課税の軽減措置の適用を受け得るようにならしてあります。

なおその他以上申しました点に関連する若干の事項につきまして、規定の整備を行うことといたしております。

次に日本専売公社法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

日本専売公社法におきましては、これまで公社の職員に關する規定が整備されていなかったため、規定が、今回国家公務員の場合と同様に、休職に關する規定を整備することが必要と認められ、この法律案を提出いたしました次第であります。

次にこの法律案による改正の概要を申し上げますが、まず休職の期間であります。職員の心身の故障のため、長期の休養を要する場合における休職の期間は、従来原則として一年と規定されていたのでありますが、これを三年を越えない範囲内で休養を要する程度に広げて、総裁が定めるものとしたいたしました。

次に、休職期間中の給与であります。第一に、公務上の負傷または疾病による休職の場合におきましては、これまで労働協約に基づき給与の支給がなされておりましたが、今回これを専売公社法のうち職に就き、その休職の期間中給與の全額を支給することを明らかにいたしました。

第二に結核性疾患による休職の場合及びそれ以外の心身の故障による休職の場合につきましては、結核性疾患の場合には休職の期間が満二年に達する

まで俸給、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ、百分の八十を、その他の場合には休職の期間が満一年に達するまで、同じく百分の八十を支給し得ることとしたいたしました。

第三に、刑事事件に關し起訴された場合の休職の期間につきましては、俸給、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の六十以内を、支給することができるといたしました。

次に物品税法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を説明いたします。

現在物品税法におきましては、輸出入の物品に對しては物品税を課税しないこととしておりましたが、現行の米國関税法の規定により、輸入物品に對する関税の課税価格と、当該物品の輸出に對する市場価格または輸出価格の、いずれか高い方によることとなつておりました。

従いまして物品税の課税価格を米國に輸出する場合には、物品税額を含まない市場価格が関税の課税標準となるおそれがあり、わが國に對しては、輸出振興上著しく不利な状態に置かれることとなるのであります。よつてわが國における市場価格とは、物品税額が含まれないものであることを明らかにするため、この法律案を提出いたしました次第であります。物品税は課税物品の消費者が負担する建前のものであることを、規定上明らかにいたすとともに、課税物品の国内取引におきましては、物品の価格と物品税額とを區別して表示すべきこととする等、物品税法に所要の改正を加えようとするものであります。

次に保険業法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由並びに内容の概略を御説明申し上げます。

損害保険会社が巨額の保険契約を行う場合、一社でその危険を引受けることはとうてい不可能であり、危険の平均分散をはかるため、あらかじめ損害保険会社相互間において共同保険、共同再保険等の共同行為をしなければ、保険の引受を円滑に遂行し、保険需要を迅速確実に満たすことはできないのであります。このため損害保険会社の協定は、諸外國においても広く認められておるところであります。さらに現実の問題をいたしまして、外貨建積荷保険においては国際競争がはげしく、わが國損害保険会社の事業成績は芳ばしくなく、その対外信用の低下を来し、海外再保険取引を著しく困難ならしめている実情でありまして、このような事態の改善をはかることは、目下の急務とされておりました。

よつて、損害保険の円滑な引受を確保するため、必要な範囲内において、損害保険会社相互間の共同行為を認め、私的独占禁止法及び事業者団体法の適用を排除することとするため、この法律案を提出いたしましたのであります。

次にたゞいま申しましたように、私的独占禁止法等の適用を排除したことに伴ひまして、保険契約者の利益を保護し、私的独占禁止法等の規定の趣旨が、不当に侵害されることを防止するための措置を講じているのであります。

すなわち第一に損害保険会社、保険契約者等の利害關係人は、共同行為が不当にその利益を害するものと認めるときは、公開による聽聞の請求をなし得ることとしたいたしました。また大蔵大臣は必要と認めるときは、共同行為の取消し、変更をなし得ることとしております。

第二に、重要な共同行為については、損害保険会社は大蔵大臣に届け出なければならぬものとしたいたしました。

第三に、損害保険会社が共同行為をなす場合に、不公正な競争方法を用いる場合等における公正取引委員会の権限に關する規定を設けることとしたいたしました。

次に損害保険料率算出団体に關する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

現行法においては、損害保険料率算出団体については、現在私的独占禁止法及び事業者団体法の適用が排除されておりましたが、料率団体の算出した保険料率は、會員たる損害保険会社を拘束し得ないものとされておりました。しかしながらこのような現行法の規定は、料率団体を認めたい趣旨を達成するに十分ではなく、料率団体の能率的運営をはかるゆえんではないと認められるに至つたのであります。よつて政府は、一面料率団体の制度を強化しつつ、會員の積極的支持によるその円滑な運営を期するとともに、他面私的独占禁止法等の適用が不当に及ぶことを防止し、適正な保険料率の算出を確保するため、この法律案を提出いたしました次第であります。

次にこの法律案による改正の要点を申し上げますと、まず料率団体が保険料率を算出したときは、大蔵大臣の認可を受けなければならぬものとし、會員たる損害保険会社は、その認可を受けた保険料率を遵守しなければならぬものとしたいたしました。

次に會員たる損害保険会社は、保険料率の算出の基礎となる條件に特別の事情がある場合には、大蔵大臣の認可を受けて、料率団体の算出した保険料率に對し、一定の増減または割引をした特別保険料率を使用することができるとし、適度の競争をなす余地を残したのであります。

このほか利害關係人が保険料率に不服がある場合についての救済規定を設けるとともに、大蔵大臣は状況の変化に應じ、料率団体に對しその認可料率の取消しまたは変更の命令をなし得ることとする等、所要の規定を設けておりました。

以上が五法律案の提出の理由並びに内容でございます。何とぞすみやかに御審議の上、御賛成あらんことをお願いいたします。

○夏堀委員長 是は次に外國為替資金特別會計法の一部を改正する法律案、及び農業共済再保険特別會計に對する家畜再保険金の支払財源に充てるための一般會計から繰入金に關する法律案の両案を一括議題といたします。

右両案につきましては、すでに質疑打ち切りに相なつておりますので、これより右両案を一括して討論に入ります。

○奥村委員 たいだいま議題となりまして二法律案につきましては、討論を省略し、ただちに採決に入られんことを望みます。

○夏堀委員長 奥村君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○夏堀委員長 御異議ないようであり

急に何か手を打つて、金融そのものを正常な道にお返し願うように御努力を——これは希望であります、よろしくひとつお願い申し上げたいと思つております。

○夏堀委員長 この際、委員長より大蔵大臣に申入れておきます。先ほど申し上げたように、各委員からいろいろ大蔵大臣にお伺いしたいことがあるのでありますけれども、大蔵大臣は御多忙のゆえをもつて、その時間もありませんので、どうぞ今国会の終りごろに、大蔵大臣が適當なときに、委員会ではみんな御勉強の方々ばかりですから、あるいは日曜でもさしつかえないと思つておきますので、半日でも時間をおとりくださいまして、委員諸君の御意見を伺うことは非常によいことだと思つておきますので、どうぞひとつそのことをお含みを願いたいということをお申し上げておきます。

○池田内務大臣 半日でも一日でも、できるだけこつちへ参るようにはいたしたいと思つておられます。ただいまでは予算の方はほかの大臣でもわかり得るのでございまして、努めてかわつていたたきまして、今後本委員会にはたび／＼出席いたします。

○内藤委員 議事進行で……。ただいまの委員長と大臣とのお話を承つておきますと、まことにどうもこの大蔵委員会を冒瀆したような気がいたすのであります。それでは相ならぬと思つておられます。大蔵委員会におきまして、審議の必要があるならば、大臣でも出席を要求する。大臣の出席がなければもう審議しないというところで行かなければいかぬのであります。それは速記のないときの内緒話な

らけつこうです。けれどもいやくも公開の大蔵委員会、委員長が大臣とそういう問答をなさるといふことは、これは大蔵委員会の面目にかけても許すことはできません。そのことは取消していただきたいと思つておられます。

○夏堀委員長 了承しました。申訳ありません。

○夏堀委員長 次に、在外公館等借入金金の返済の實施に関する法律案、関稅法等の一部を改正する法律案、及び食糧管理特別会計の歳入不足を補はんすための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案の三法律案を、一括議題として質疑に入ります。宮橋君。

○宮橋委員 どうも委員長は審議促進のためにたいへん御苦心しておられるのであります。短かく要点だけを伺いたしたいのであります。ただいま提案になつておられます法律案の中で、関稅法等の一部を改正する法律案について、これはまつたく事務的なお尋ねでありますから、明快にお答えを願つた方が、早く法案が通るのであるかと考へるのであります。

まず通産省の方もお見えになつておられるので、関稅法等の一部改正の中の印刷用紙を来年の三月まで特免しようという考案であります。その理由はほかに何かがい知ることができませうけれども、さて万人が納得する一つの資料だけはきかぬ行かなければならぬ、かように考へます。新聞紙が不足であるということが提案の理由にもあるようでありますが、現在国内の需給關係はどんなふうになつておられますか。これは通産省の方からお答えをいたしたい。

○矢野説明君 現在新聞紙として新聞社が使用しております新聞紙の消費量は、大体月に四千万ポンドになつておられます。そのうち正規の新聞紙取紙として、配給統制がございました。現時から使つておられます正規の新聞紙取紙が、大体月に二千八百萬ポンドでございます。そうして残りの千二百萬ポンドというのは、正規の新聞紙取紙ではなくて代用紙を使用しております。そういう状態でございまして、十月ごろから御承知のように電力が非常に不足して参りましたので、その關係で大體新聞紙として使用しておられます紙が、月に大體六、七百萬ポンドは不足するという推定になつております。このうちには十月から来年の三月の初めまでは小学校、中学校用の教科書その他印刷用紙の需要が、これは例年のこととございまして、非常にふえますので、その方にまわされまゝ紙も推計いたしました結果、現在の状態で使用し得る新聞紙の量としては、大體毎月六、七百萬ポンドの不足をするのではないかと見通しになつております。

○宮橋委員 そうすると、電力事情によつて減産の過程にあるため、正常の場合において必要な四千万ポンドの新聞紙の確保ができない、六百萬ポンドないし七百萬ポンドの不足だ、こういう御説明のようであります。そういう御説明と、この需給關係からいいますと、何か統制でも行わなければならぬ、御意見はどんなものでありますか。その御意見はどんなものでありますか。本來でありますならば、この委員会の

審議に時間があれば、通産大臣に出ていただいでこれらの所信を伺わなければなりません、時間がありません。率直に説明を聞いておきますと、何か統制でもしなければ間に合はないような感じがいたしました。まして、妙に考えられるわけですが、この点いかがですか。

○矢野説明員 御承知のように本年の四月三十日で新聞紙の配給統制が撤廃されました、新聞社の自由競争になつたわけでありまして、そうして最近朝刊四ページ、夕刊二ページの組合せというところで、大きな新聞社の約二十社が、そういう形態で発行するようになりまして、そのために、新聞紙の需要が相当増加して参つた。それに伴ひまして新聞の使用量がふえました。しかし同時に新聞の購読料の値上げをいたしましたので、それによつて新聞の購読の数量が相当程度減るのではないかと、そういう關係で新聞紙の需給も、大體そういう大きな混乱がなされて行つて居るやないかという推定で参りましたので、新聞の発行部数は、最初に予想したほどには現在減つていないやないか、状況でございます。その間に多少新聞紙の不足という面がだん／＼表面化して参りましたので、われ／＼といたしましては新聞協会その他を通じまして、なるべく新聞社間の自主的な自衛と申しますか、そういう方法でそう大きな混乱を来さないように、新聞紙の使用法を、非常に注意深くやつてもらいたいというふうに申して参りました。その結果現在では配給統制というやうなことでやらなくても、来年の半ばごろには新聞紙の生産工場も二工場ばかりふえますので、その間少量

の新聞紙の輸入をして行けば、大體新聞紙の需要は間に合ふのではないかと見通しを持っております。

○宮橋委員 今回輸入されます予定数量は六千トンと聞いておるのであります。これは数量的に大したものではありません。従つて今の御説明を私の方で好意的に解釈しますと、その程度輸入をしておけば需給調整に遺憾がないであらう、かように受取れるわけでありまして、新聞紙の国内需給の調整問題については、また別の機会に伺うことにいたしまして、法案に直接關係する部分をお尋ねいたします。

輸入に必要な量はそれで間に合ふと思つておられます。それで現在輸入される六千トンと比べては、国内需給の價格が、国内價格と比べてどんなふうな状況に参りますか。これはCIFでもFOBでもつけようではありませんが、どちらでも比べてみていただきたい。

○矢野説明員 新聞紙の價格につきましては、先ほど私が申し上げました正規の新聞紙取用紙といふのは、これは大きなメーカーがつくつております。従つて生産コストも一番安いのであります。従つて大體これが一ポンド当り三十六円くらいにございまして、それからそのほかの代用紙といふのは、中小工場がつくつておられますので、コストが相当かかるといふので、これは各新聞社がそれ／＼の工場と契約値段をきめておられますから、價格は一樣でございます。現在のところ大體一ポンド当り四十円から四十五円くらいと思つておられます。それからただいまCIFで日本に参りまして、一トン二

八

百六十五ドルということになっており
ますので、一ポンド当りに換算します
と、四十七円七十銭程度になります。
○宮樞委員 これを聞きますと、どう
も関税を免除する理由を発見するに苦
しむのでありますが、一体この二百六
十五ドルというCIFの相場、これは
アメリカの正常市価ですか。グレイ・
マーケットのものでしょうか。アメリカの
正常市価はもつと安いはずで、われ
われの情報が間違つておるかもしれ
ませんが、もし四十七円七十銭くらい
でしたら、関税を免除するという理由
は発見できないのですが、その点はど
うなのでしょうか。これは重要なこと
です。これはとにかく紙業として、
はつきりしたことをつかんでいられ
ばならぬ。要点だけで結構です。
○矢野説明員 たいだいまの宮樞さん
のお話の通りでございます、たいだいま
輸入したそういたしました。たいだいま
用紙は、向うのグレイ・マーケットの
値段でございます、向うの標準価格
というのはカナダ百二十二ドル、アメ
リカで百十六ドルになっております。従
つてポンドに直しますと、カナダが二
十円十六銭、アメリカが二十円八十八
銭、そういうふうに向うの方がはるか
に安いものですが、現在御承知のよう
に世界的な新聞用紙の不足から、I M
Cの割当物資に指定されておりました
も、そのI M Cの割当を受けることが
できないために、こういうグレイ・マー
ケットのものを買わなければならぬよ
うなことになっております。

○宮樞委員 それではちよつと税関部
長に伺いますが、この法案でもつて今
度追加されます一〇一〇号の印刷用紙
で「甲 一平方メートルの重量が五十

八グラムをこえないもの（碎木パルプ
を含むもので巻取のものに限る。）」と
ありますが、この「碎木パルプを含
む」という鑑別は実際に、税関におい
てどういふふうにしていたすつもりで
ありますか。
○北島説明員 税関におきまして分析
試験いたしましたして決定いたします。
○宮樞委員 さらばせつかく大蔵大
臣がおりますので、一言大蔵大臣に関
税政策の点について、きわめて細かい
点をお尋ねいたします。電気事業につ
いてお尋ねいたしますが、電気のこと
についてはまことに残念ながら、国会
の措置や公益事業委員会の措置に満足
しておられない。現在各地の流水量等
ながめてみますと、いわゆる魚類の
通路として設けられております放水路
が、渇水時でも渇水時と同じように処理
されている。これらを調節いたして参
りますと、まだ発電余力があるのであ
りまして、これらを放電されますこと
ははなはだ遺憾であります。直接大蔵
大臣に關係ありませんが、これらのこ
とから延長して、ここに新聞紙をひと
つ輸入するに於いて関税を免除しよ
う。實際関税定率法なるものは、やは
り国際経済へ参加した日本といしまし
ては、そうみだりに変更すべきもの
ではない。しかも六千トンくらいの新
聞紙を輸入することにつきまして、三
月まで短かい期間これを免税しなけれ
ばならぬというような措置は、私は関
税政策として決して妥当でないと思
う。もしこれらのことが将来、まあ一
べんやつたんだから安い方がいいから
というふうなことで、業界の空気ごと
に新聞人などの力は相当強いのであり
ますので、押されまして、このまま

だら／＼と免税品目になるといふよう
なことになるかと、日本の製紙産業
は相当の脅威を受けることになりま
す。あるいはこの期間中にせつかく設
備をいたしまして、増産計画をいたし
たものにも、一つの支障が出て来るの
ではないか、挫折もあるではなからう
か、こう考えますので、やはり将来と
しましては保護関税政策をとるべきだ
と思ひますが、この点につきまして簡
単で結構です。大蔵大臣のお
答えをいただきたいと思ひます。
○池田国務大臣 まことにごもつとも
な質問でございます、関税定率法の
ごとく国際的のものは、そう免税した
り課税したりすべきものではないとい
うことは、お話の通りであります。し
かるところ、たいだいまの新聞用紙の事
情を考えますと、やはり不足してい
ることは確かでございます。そこでこ
の急務を補うために、たま／＼附則か
何かで来年の三月までという前提で、
この際ある程度の、少量ではございま
すが、不足緩和のために臨時的、一
時的処理をしたらどうか、こういうの
で御審議願つてゐるわけでございます。
原則はお話の通りでありまして、
来年の三月までという氣持でおりま
す。

○塚田委員 在外公館等借入金の問題
について、残つております部分につ
いて質疑をいたすことになりました。お
願ひしておきました資料がよりやくい
ただけたので、この資料を基礎にして
お伺いすることになります。このち
ようだいたした資料は五万七千件の集計
しかなないのでありますが、大体この資
料を基礎にして、問題になつてゐる十
三万二千件のものの推定が数字的に

○石田政府委員 十三万二千件の問題
は五万七千件の問題でございますが、
これは外務省の方におきまして、五万
七千件にかかわりませぬ、残りのもの
につきましても数字を取調べるように
依頼中でございます。従ひましてこの
数字が参りますれば、はつきりしたこ
とが申し上げられるかと思ひるのでござ
います。それができない間の段階と
いたしましては、もしこれが同じ率で
十三万二千件に及んだら、どうなるか
という推定をするよりほか、しかたが
ないかと存じております。

○塚田委員 実は今のようなことをお
尋ねいたしましたのは、本委員会にお
きまして先般来問題になつておりま
す、非常に少額なものの繰上げをしよ
う、こういう考え方を持つてゐるわけ
であります。そこでお尋ねいたしま
すのは、まず五百円未満のものを五百
円までに全部切り上げた場合に、さら
に予算の上に追加して支出しなければ
ならない額が、大体どのくらいになつ
てゐるか。この見通しを伺いたい。
○石田政府委員 これは前にわれ／＼
の方をいたしましては、千円というの
を一つの区切りといたしまして、いろ
いろ数字を當つてみたことがあるわけ
でございます。ただ五百円というところ
で計算を出したことがございませぬ
ので、一種の推測になるかと存するの
でございますが、大体私たちの見通し
といたしましては四、五百万円の数字
になるかと思つております。

○塚田委員 その打切る数字を千円で
打切るとどんなことになりますか。
○石田政府委員 大体二千万円近いも
のに相なるかと存じます。
○塚田政府委員 次にお尋ねいたした
いはレートの問題であります。私
どもがレートをせつかつと拜見しておりま
して、関東州と満州をおわけになつた
理由がどうもはつきりしない。と申し
ますのは、関東州は大体一番おなじ通
貨は、満州国内と同じように満州中央
銀行券であつたはずで、それにあわせ
て朝鮮銀行券が通用しておつた。だか
らしてこういうものの方からすれば、
関東州は満州と一体でいいんじや
ないか、こういう考えがなされませ
んか、この点どういふ事情でおわけにな
つたか。
○石田政府委員 関東州と満州の問題
はな／＼とむずかしい問題でございま
す。いろ／＼な見方があるものでござ
いまして、たとえて申しますと、関東州
は御承知の通りの事情で、それから満
州国は独立しているというふうな事情
がございまして、その点から申しま
すならば、関東州と満州とは別である
という議論も成り立つわけであると思
ひます。また他方から申しますと、関
東州と満州は御承知の通り地続きで
ございまして、関東州は満州の一部とい
うような地理的な關係にも相なつてい
る。それから経済、通貨の問題も一応
法制的には別になつておりますが、非
常に交流が頻繁でございまして、ほと
んど同じ地域、たとえてみますなら
ば、奉天と吉林なら吉林というものを
見ました場合と、それから奉天と大連
を同つた場合と、どういふ違いがある
かというふうな点につきましても、こ
れはむずかしい点があるかと思つて
いるのであります。この考え方につき
ましては、いろ／＼の考え方もあるの

まりました場合におきまして、明らかに法律の上に書きますと、法律の改正を要すると思ひますので、機宜の措置をとり得ないこともあり得るかと思ひます。政令に譲つたわけでございます。

○小山委員　もう一つ確かめておきたいことは、「本邦ノ領域中政令ノ定ムル地域」となつておりますが、そうすると、本邦の領域中で政令で定めない場所も予定されておるわけですか。

○北島説明員　この條文では、「本州、北海道、四国及九州以外ノ本邦ノ領域」と申しますと、付属島嶼がたくさん入つております。このうちで平和條約第三條の地域だけを外国とみなしまして、関税法規の適用を受けさせようという考へでございます。

○夏堀委員長　それでは本日はこれをもつて散会いたします。

午後三時四十九分散会

〔参照〕

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出に関する報告書）

農業共済再保険特別会計における家畜再保険金の支払財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案（内閣提出に関する報告書）

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十六年十一月二十一日印刷

昭和二十六年十一月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所